

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日とする)

目次

◇規

則

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する
規則

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

◇告

示

国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機
関としての申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関と
なる旨の申出の受理

国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつ
たものとみなされるもの

解除予定の保安林

道路の区域の変更

道路の供用の開始

米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委

規則

◇教委告示

員の選挙に係る選挙人名簿の修正
土地区画整理法による土地の立入り
定例教育委員会の招集

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

鳥取県規則第九十号

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)

の一部を次のように改正する。

別表第一号中「麻薬取締員」の下に「公害苦情相談員」を加える。

附 則

この規則は、昭和四十五年十一月一日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改
正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十五年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

鳥取県規則第九十一号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十五年十月鳥取県条例第五十六号）の施行期日は、昭和四十五年十一月一日とする。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

鳥取県規則第九十二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第七号中

附 則

この規則は、昭和四十五年十一月一日から施行する。

5 遺族補償年金 請求年額計算	(補償基礎額) $\times 365 \times \left(\frac{25}{100} + \frac{5}{100} \right) \times (\text{算定の基礎となる遺族の数。ただし、5人まで}) \times \frac{1}{(\text{請求者の数})} =$ 円
-----------------------	--

を

5 遺族補償年金 請求年額計算	(補償基礎額) $\times 365 \times (\text{遺族の人数の区分に応ずる率}) \times \frac{1}{(\text{請求者の数})} =$ 円
-----------------------	--

に改める。

鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高

崎

正

幸

鳥取県規則第九十三号

鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則

鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則(昭和四十年二月鳥取県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中

住宅資金

住宅の補修、保全、改築又は増築に係る平面図及び見積書

を

住宅資金

住宅の補修、保全、改築又は増築に係る平面図及び見積書

に改める。

様式第二号中

並

年

分

並

年

分

並

年

分

並

年

分

並

年

分

並

年

分

並

年

分

並に改める。

様式第四号(1)中

並

年

分

並

年

分

並

年

分

並

年

分

並

年

分

並

年

分

並

年

分

並に改める。

様式第四号(2)中

並

年

分

並

年

分

並

年

分

並

年

分

並

年

分

並

年

分

並

年

分

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高

崎

正

幸

鳥取県規則第九十四号

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「補修し」の下に、「保全し」を加える。

第五条第一項の表中

事業開始資金	三〇〇、〇〇〇円	事業開始
事業継続資金	一回につき 一五〇、〇〇〇円	事業継続
技能習得資金	知識技能を習得する 期間中三年をこえな い範囲内において 月額二、五〇〇円	技能習得

を

事業開始	事業継続	技能習得
------	------	------

資金 四〇〇、〇〇〇円

資金 一回につき
二〇〇、〇〇〇円

資金 知識技能を習得する
期間中三年をこえな
い範囲内において
月額三、〇〇〇円

に、修業資金

知識技能を習得する
期間中三年をこえな
い範囲内において
月額二、五〇〇円

を

修業資金

知識技能を習得する期間中三年をこえない範囲内において月額三、〇〇〇円

に改める。

第七条第二項の表中

住宅資金

住宅の補修、改築又は増築に係る平面図及び見積書

を

住宅資金
住宅の補修、保全、改築又は増築に係る平面図及び見積書

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第五条第一項の規定（技能習得資金及び修業資金に関する部分に限る。）は昭和四十五年四月一日から、改正後の第四条第五号の規定、第五条第一項の規定（事業開始資金及び事業継続資金に関する部分に限る。）及び第七条第二項の規定は昭和四十五年七月十日から適用する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

鳥取県規則第九十五号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中(58)を(59)とし、(17)から(57)までを一ずつ繰り下げ、(16)の次

(17)として次のように加える。

(17) 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十五条第二項の規定に基づく手数料

附則

この規則は、昭和四十五年十一月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事：高 崎 正 幸

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理年月日
木村内科医院	米子市天神町二丁目三五	昭和四十五年十月一日
倉 恒 薬 局	鳥取市相生町四丁目四一六	"
山口歯科医院	米子市錦町三丁目九〇の八	"
那岐診療所	八頭郡智頭町大字大背二二〇の九	" 二十五日

鳥取県告示第七百十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
大坪 医院	米子市富益町六九九	全国	昭和四十五年八月一日
吉田 "	東伯郡泊村大字泊七五〇	"	"
木村内科医院	米子市天神町二丁目三五	"	十月一日
倉 恒 薬 局	鳥取市相生町四丁目四一六	"	"

鳥取県告示第七百十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一五五一号	安 藤 晋 也	昭和四十五年十月二日
" 第一五五三号	森 芳 敏	" 十二日
鳥国業第二五一号	倉 恒 忠 代	" 一日

鳥取県告示第七百十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
米子市西福原字堀川尻丙一五四一の一、一五四一の二、字堀川尻丁一五九九の一
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第七百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十五年十月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十五年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

道路の種類	路線名	区間	変更前後	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
一般国道	一八〇号	西伯郡岸本町大殿字吉長境四七の二の先から先まで	変更前 五・〇〇〇 変更後 九・五〇〇	一五・八	四〇〇・一
県道	由良関金線	倉吉市上米積字竹花二七の二の先から先まで	変更前 五・一〇〇 変更後 七・〇〇〇	九・六	五七二・〇
		下福田字五反田三五一の二の先まで		一五・〇	六六一・〇

鳥取県告示第七百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十五年十月三十日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十五年十月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十五年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
一般国道	一八〇号	西伯郡岸本町大殿字吉長境四七の二の先から先まで	昭和四十五年十月三十日
県道	由良関金線	倉吉市上米積字竹花二七の二の先から先まで	
		下福田字五反田三五一の二の先まで	

鳥取県告示第七百十九号

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十一条第四項の規定により、昭和四十五年十二月六日執行する米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿の宅地所有者の一部を次のとおり修正したので、同条同項の規定により公告する。

昭和四十五年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

氏名	性別	年齢	住所
生田 純	男	9・9・4	山根 末市
24	女	36・2・24	2-2

を

万能町 74	生田 純	男	明大昭	9・9・4
久米町2-2	山根 末市	男	明大昭	36・2・24

尾高町 18	坂口合名会社	男	明大昭	・
--------	--------	---	-----	---

尾高町 66	坂口合名会社	男	明大昭	・
--------	--------	---	-----	---

北海道富良野市 日の出町13号	森田 吉三	男	明大昭	・
--------------------	-------	---	-----	---

苫小牧市山手 町49の40 森田歯科医院内	森田 吉三	男	明大昭	・
-----------------------------	-------	---	-----	---

改める。

鳥取県告示第七百二十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第七十二条第一項の規定に基づき、次のとおり土地に立ち入るので、同法同条第二項ただし書の規定により公告する。

昭和四十五年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

一 事業の名称

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業

二 施行者

鳥取県

三 立ち入りの目的

土地区画整理事業に係る測量及び建築物等の調査のため

四 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市東品治町、栄町、今町二丁目、永楽温泉町、末広温泉町及び吉

五 立ち入ろうとする期間

昭和四十五年十一月二日から昭和四十六年三月三十一日まで

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十五年十月三十日

鳥取県教育委員会委員長 小田大 吉

一 日時 昭和四十五年十一月五日 午後一時三十分

二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室

三 議題 (1) 県立高等学校校則の一部改正について

(2) その他